

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(前日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◆ 公 告 狩猟免許試験の実施(造林課)
狩猟免許の更新に関する適性検査及び講習の実施(〃)

公 告

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第82号。以下「法」とい
う。)第7条第1項に規定する狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成2年6月8日

鳥取県知事 西 尾 田 次

1 受験対象者

鳥取県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者。

2 実施期日等

実 施 期 日	時 間	試 験 場 所
平成2年8月7日(火)	9時30分から	米子市糀町一丁目160 西部総合事務所講堂
平成2年8月30日(木)	〃	倉吉市織城町2 中部総合事務所第6会議室
平成2年9月28日(金)	〃	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁第28会議室

(注) 受験申込みのときに、受験希望月日を申し出ること。

3 試験科目

- 適性試験(視力、聴力及び運動能力)
- 知識試験(鳥獣保護及び狩猟に関する法令、猟具並びに鳥獣に関する知識)
- 技能試験(猟具の取り扱い、距離の目測及び鳥獣の判別)

4 受験申込方法

所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類を添えて、所轄の地方農林振
興局長に提出すること。

- 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6
センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及
び撮影年月日を記載したもの 1枚
- 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1

号の規定による許可を現に受けていない者にあつては、その者が法第6条第2号又は第3号に該当するかどうかについての医師の診断書

5 申込期限

受験をしようとする日の7日前まで

6 狩猟免許手数料及びその納付方法

(1) 狩猟免許手数料 3,700円 (狩猟免許試験の一部免除の対象となる者にあつては、2,700円)

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許申請書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。

7 携行品

受験票及び筆記用具

8 その他

詳細については、鳥取県農林水産部造林課(電話0857-26-7305)又は各地方農林振興局林業課に問い合わせること。

鳥獣保護及猟狩ニ関スル法律(大正7年法律第32号)第7条ノ4に規定する狩猟免許の更新に関する適性検査及び講習を次のとおり実施する。

平成22年6月8日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 対象者

鳥取県内に住所を有し、現に狩猟免許を受けている者で、当該狩猟免許の更新を受けようとするもの

2 実施期日等

(1) 鳥取地方農林振興局管内

実施期日	時 間	場 所	対 象 者
平成22年 7月13日 (金)	9時から	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁第21会議室	鳥取市、岩美郡及び 気高郡に住所を 有する者

(2) 八頭地方農林振興局管内

実施期日	時 間	場 所	対 象 者
平成22年 8月22日 (水)	9時から	八頭郡家町大字郡家 100 鳥取県八頭総合事務所 大会議室	八頭郡に住所を有 する者

(3) 倉吉地方農林振興局管内

実施期日	時 間	場 所	対 象 者
平成22年 9月4日 (火)	9時から	倉吉市東蔵城町2 鳥取県中部総合事務所 第7会議室	倉吉市及び東伯郡 に住所を有する者

(4) 米子地方農林振興局管内

実施期日	時間	場 所	対 象 者
平成2年 7月25日 (水)	9時から	米子市桃町一丁目160 鳥取県西部総合事務所 講堂	米子市、境港市及 び西伯郡に住所を 有する者

(5) 日野地方農林振興局管内

実施期日	時間	場 所	対 象 者
平成2年 7月18日 (水)	9時から	日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野総合事務所 大会議室	日野郡に住所を有 する者

3 講習

(1) 科目

ア 鳥獣保護及び狩猟に関する法令

イ 鳥獣の判別

ウ 猟具の取扱い

(2) 時間

3時間

4 適性検査

講習終了後狩猟に関する適性を審査するため、次の項目につき適性検査を行う。

(1) 視力

(2) 聴力

(3) 運動能力

5 受験申込手続

(1) 所定の狩猟免許更新申請書に次に掲げる書類を添えて所轄の地方農林振興局長に提出すること。

ア 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの 1枚

イ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和38年法律第6号)第4条第1項第1号に規定する許可を現に受けていない場合においては、その者が鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第6条第2号又は第3号に該当するかどうかについての医師の診断書

(2) 申込期間

鳥取県鳥取地方農林振興局管内 平成2年7月3日(火)まで
鳥取県八頭地方農林振興局管内 平成2年8月13日(月)まで
鳥取県倉吉地方農林振興局管内 平成2年8月24日(金)まで
鳥取県米子地方農林振興局管内 平成2年7月16日(月)まで
鳥取県日野地方農林振興局管内 平成2年7月9日(月)まで

(3) 狩猟免許更新手数料及びその納付方法

ア 狩猟免許更新手数料 2,000円

イ 納付方法

アに記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許更新申請書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。

6 その他

詳細については、鳥取県農林水産部造林課(電話0857-26-7305)又

は各地方農林振興局林業課に問い合わせること。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月千八百五十円(送料を含む。)】